

岡山県
新型コロナウイルス感染症
県民・事業者の皆様へのお願い

期 間 2022年9月26日（月）～

2022. 9. 21

県民の皆様へ

○基本的な感染防止策の徹底

- ・ 3密（密閉・密集・密接）の回避を徹底すること
※定期的に空気を入れ替えるなど、換気には特に注意しましょう。
- ・ マスクコードを遵守すること（P3参照）
※屋外で会話をほとんど行わない場合や十分な距離（2m以上を目安）が確保できる場合は、マスク着用は不要です。
- ・ 発熱、のどの痛み、咳など少しでも体調が悪い場合は、外出を控えること
- ・ 会食はできるだけ少人数、短時間で、大声を控え、外食の際は、第三者認証店（P5参照）など、感染防止策が徹底されている飲食店等を利用すること

○適切な受診への協力

- ・症状が軽い場合は、休日や夜間ではなく、平日の日中に、かかりつけ医や、最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）（P5参照）を受診すること
- ・救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ること
- ・症状が軽い場合、検査キット陽性者登録センターの利用を検討すること
※利用できる方は、年齢等の制限があるので、岡山県ホームページをご確認ください。（P5参照）
※「検査キット陽性者登録センター」は、11月7日から「陽性者診断センター」に名称変更しています。

○重症化リスクの高い方を守る

- ・高齢者や基礎疾患があるなど重症化リスクの高い方や、日常的にそれらの方と接する方は、混雑した場所への外出など感染リスクの高い行動を控えること

○無料検査の活用

- ・会食や旅行、イベント参加などで、感染リスクの高い行動を行い、検査を必要とする無症状の県内在住の方は、無料検査を受検すること【特措法第24条第9項に基づく要請】
※検査資源を有効に活用し、重症化リスクの高い方等の検査機会を損ねることがないように、過度の頻回受検はお控えください。

○早期のワクチン接種

- ・ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ効果が認められているため、早期にワクチン接種を受けること
 - ※ 2回目接種を完了した12歳以上のすべての方を対象に、9月28日以降、オミクロン株対応ワクチンの接種が始まります。

事業者の皆様へ

(高齢者施設等や学校、保育所・認定こども園等、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、飲食店等、その他施設等を含む。)

○業種別ガイドライン等の遵守

- ・各種業務別ガイドラインを遵守すること【特措法第24条第9項に基づく要請】
- ・「介護現場における感染対策の手引き」(厚生労働省)、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(文部科学省)、「保育所における感染症対策ガイドライン」(厚生労働省)などに沿った感染防止策を徹底すること

○健康管理の徹底

- ・従業員・職員・生徒・児童等の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は、出勤・出席させず、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関(発熱外来)(P5参照)の受診を促すこと

○重症化リスクの高い方との面会での感染対策

- ・高齢者施設等での面会は、電話やオンライン面会等を活用しながら、直接面会する場合は、面会者の体調や、ワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、時間、人数、回数
の制限や感染防止策を徹底すること

○証明書によらない対応

- ・感染者・濃厚接触者となった、従業員・職員・生徒・児童等に対し、休暇取得や出席停止、勤務再開に当たって、証明書の提示を求めないこと

思いやりのルール「マスクコード」

～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、
医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～

○マスクを正しく着用

マスクを顔にすき間なくフィットさせ、しっかり着用を
布やウレタンより不織布の方が感染予防効果等が高いことが示されています

○話すときは「マスク会話」

休憩時間などは、つい気が緩みがちなので特に注意を

ケース① マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

○食事のときも話をするなら必ずマスク

会話するときは必ずマスク着用を

飲食するときは黙食の徹底を

ケース② 子どもが県外から帰省し、親族で集まり会食をして全員感染

屋外で人と2m以上離れているときは、
マスク着用は不要です！



©岡山県「ももっち・うらっち」



©岡山県「ももっち・うらっち」

● 県内でのイベントの開催について〔特措法第24条第9項に基づく要請〕

- 次の要件に従って、必要な感染防止策を徹底すること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 「接触確認アプリ（COCOA）」の活用を周知すること
- 感染防止策が徹底できない場合は、イベント開催を自粛すること
- お祭りなど多数の出演者が参加するイベント開催に当たっては、地域の感染状況や出演者が取り得る感染対策等を踏まえ、開催規模や内容の見直し、必要な感染対策の拡充について、適切に判断すること

| | 感染防止安全計画を策定しない場合 ※次の人数上限、収容率を満たし、かつ いずれか小さい方を限度とすること | 感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超) |
|-------------|---|--|
| 人数 上限 | 5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方 | 収容定員まで |
| 収 容 率 | 大声なし 100%以内 大声あり 50%以内 | 大声なし 100%以内 ※基本的に大声なしでの開催が前提条件 |
| 条 件 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「感染防止策チェックリスト」（様式5）を作成し、公表（ホームページ掲載やイベント会場での掲示等）するとともに、イベント終了日から1年間保管すること ● 問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」（様式6）を県に提出すること | <ul style="list-style-type: none"> ● 「感染防止安全計画」（様式4）を策定し、イベント開催2週間前までに県に提出すること ● イベント終了後、1か月以内に（ただし、問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、直ちに）「イベント結果報告書」（様式6）を県に提出すること |

※ 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なしのイベントは人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること

※ 参加者を事前に把握できない場合であっても、主催者が想定する参加予定人数が5,000人超の場合は、原則安全計画策定の対象

※ 各様式、詳細は、岡山県ホームページを参照のこと

※ 「接触確認アプリ（COCOA）」については、2022年11月をもって機能停止となっているため、周知の必要はありません。

岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業

県内の飲食店又は喫茶店における感染防止策について、現地調査を行った上で、一定の基準に適合している店舗を認証する制度

診療・検査医療機関（発熱外来）

発熱患者等に対して新型コロナウイルス感染症等の診療・検査を行う医療機関のこと
県では、発熱等症状のある県民が、地域の身近な医療機関でスムーズに相談・診療・検査が受けられるよう、「診療・検査医療機関（発熱外来）」を指定し、ホームページで公開しています。

◇ホームページ：<https://www.pref.okayama.jp/page/686390.html>



岡山県検査キット陽性者登録センター（9月26日～）

※11月7日から「岡山県陽性者診断センター」に名称変更しています。

症状が軽く重症化リスクがない方等を対象に市販のキット（薬事承認されたもの）で自己検査の結果、陽性と判明した方からの登録情報を基に医師が陽性者であることを確認します。

対象者等詳細は、ホームページでご確認ください。

◇ホームページ：<https://www.pref.okayama.jp/page/798343.html>

